

令和3年3月25日

愛媛県社会保険労務士会 様

日本年金機構
松山東年金事務所

日頃より日本年金機構の事業運営につきまして、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度算定基礎届関係書類の社会保険労務士様への配付方法等については、令和2年度と同様の方法で実施することとしており、「社会保険労務士受託事業所一覧表」（機構オンラインシステムに「社労士コード（4桁）」の登録）に印字されている事業所について、算定基礎届の関係書類一式を社会保険労務士様に配付いたします。

つきましては、貴会会員様に「社会保険労務士受託事業所一覧表」に【別紙1】を添付して送付いたしますので、ご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<照会先>

松山東年金事務所
厚生年金適用調査課
Tel089-946-2146

令和3年3月30日

〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇社会保険労務士法人 御中

高松広域事務センター

社会保険労務士受託事業所一覧表の送付について

日頃より日本年金機構の事業運営につきまして、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度の算定基礎届関係書類の配付にかかる社会保険労務士受託事業所確認のため、例年のとおり「社会保険労務士受託事業所一覧表」（以下「一覧表」）を送付いたしますので、下記のとおりご対応をよろしくお願いいたします。

※誤送付防止の為管轄年金事務所毎に送付させていただきます。

記

1. 「一覧表」の事業所（機構オンラインシステムに社労士コードが登録されている）にかかる算定基礎届関係書類については、例年のとおり社会保険労務士様宛送付させていただきますのでご対応をお願いいたします。
2. 「一覧表」以外の受託事業所を追加する場合は「事業所関係変更届」と「同意書」を、削除する場合は「事業所関係変更届」のみを事務センターに届出していただくようお願いいたします（R3.4.9（金）事務センター到着分まで反映予定）。
3. 送付させていただいた「一覧表」は回収しませんので処分していただくようお願いいたします。
4. 決定通知書につきましては、通常通り別送登録の有無により送付させていただきます。

以上

なお、上記取扱いにかかるご質問等につきましては、事業所管轄の年金事務所にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※裏面に四国管内年金事務所の問い合わせ先を掲載しております。

<お問い合わせはこちらまで>

○徳島県

徳島北年金事務所厚生年金適用調査課	Tel088-655-0200
徳島南年金事務所厚生年金適用調査課	Tel088-652-1511
阿波半田年金事務所厚生年金適用徴収課	Tel0883-62-5350

○香川県

高松西年金事務所厚生年金適用調査課	Tel087-822-2840
(高松東の厚生年金適用関係は高松西に機能集約されています。)	
善通寺年金事務所厚生年金適用調査課	Tel0877-62-1662

○愛媛県

松山東年金事務所厚生年金適用調査課	Tel089-946-2146
松山西年金事務所厚生年金適用調査課	Tel089-925-5105
新居浜年金事務所厚生年金適用調査課	Tel0897-35-1300
今治年金事務所厚生年金適用調査課	Tel0898-32-6141
宇和島年金事務所厚生年金適用調査課	Tel0895-22-5440

○高知県

高知東年金事務所厚生年金適用調査課	Tel088-831-4430
高知西年金事務所厚生年金適用調査課	Tel088-875-1717
南国年金事務所厚生年金適用徴収課	Tel088-864-1111
幡豆年金事務所厚生年金適用徴収課	Tel0880-34-1616